

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に係る

「初回加算」および「委託連携加算」の算定について

名取市での当該加算の取扱いは以下のとおりとします。

この取扱いは、名取市独自で設定したものとなります。保険者により、異なる場合がありますので、他市町村の被保険者を担当する場合は、各保険者に確認をお願いします。

※令和6年10月分からの適用とします。

1 初回加算

【算定要件】

- ・過去2か月以上、介護予防支援費または介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合で、介護予防サービス・支援計画書を作成した場合

2 委託連携加算

○地域包括支援センターが委託する利用者のケアプランについて、居宅介護支援事業所に委託する際、委託時における居宅介護支援事業所との適切な情報連携等を評価する加算。

○利用者1人につき1回、当該委託を開始した日に算定可能

【算定要件】

- ・契約書を取り交わし、委託を開始すること。
 - ・委託先へ利用者に係る必要な情報を提供すること(ケアプラン作成に必要となる情報を漏れなく提供していれば、新たな情報提供が生じない場合でも可。)。
 - ・ケアプランの作成等の協力を行う(「介護予防サービス・支援計画書」の「地域包括支援センター意見欄」の記載をすること。)。
- ただし、軽微な変更のため、ケアプランの作成等の一連の流れを行わない場合は、上記算定要件を満たしておりかつ算定可能な事由であっても算定できません。

<想定される算定パターン>

(1)新規に介護予防支援を開始する利用者について、居宅介護支援事業所に委託する場合

初回加算	算定可
委託連携加算	算定可(ただし、上記算定要件を満たしていること)

(2)地域包括支援センターが介護予防支援を行っていた利用者について、途中から居宅介護支援事業所に委託する場合

初回加算	算定不可
委託連携加算	算定可(ただし、上記算定要件を満たしていること)

(3)利用者が要介護から要支援になり、同一居宅介護支援事業所へ地域包括支援センターから委託する場合

初回加算	算定可
委託連携加算	算定可(ただし、上記算定要件を満たしていること)

令和6年10月

名取市健康福祉部介護長寿課

(4)委託先の居宅介護支援事業所が変更になる場合およびケアマネジャーの移籍により委託先の居宅介護支援事業所が変更になる場合

初回加算	算定不可
委託連携加算	算定可(ただし、ケアプランの作成等の一連の流れを行わない場合は算定不可)

(5)市内での転居により、管轄の地域包括支援センターが変更となる場合(委託先の居宅介護支援事業所は変更なし)

初回加算	算定可
委託連携加算	算定可(ただし、ケアプランの作成等の一連の流れを行わない場合は算定不可)

(6)委託先の事業所内で担当ケアマネジャーが変更となる場合

初回加算	算定不可
委託連携加算	算定不可(ケアプランの作成等の一連の流れが不要なため)

(7)委託先の事業所の事業所番号(居宅介護支援事業所の運営法人)の変更があった場合

初回加算	算定不可
委託連携加算	算定可(ただし、ケアプランの作成等の一連の流れを行わない場合は算定不可)

(8)委託先の事業所が移転した場合

初回加算	算定不可
委託連携加算	算定不可(ケアプランの作成等の一連の流れが不要なため)

(9)要支援から要介護となり、その後再び要支援となり、同一居宅介護支援事業所に委託する場合

初回加算	算定可
委託連携加算	算定可(ただし、上記算定要件を満たしていること)

<指定介護予防支援事業所における初回加算について>

指定居宅介護支援事業所が、指定介護予防支援事業所として指定を受け、委託ではなく直接ケアプラン作成を行った場合、初回加算は算定可。

介護保険最新情報 Vol1245 より抜粋

○ 初回加算

問7 居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防サービス計画を作成していた利用者について、当該居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受け、当該利用者に対し直接介護予防支援を提供する場合、初回加算を算定できるのか。

(答)

算定可能である。なお、初回加算は指定介護予防支援事業者として新規で介護予防サービス計画を作成する手間を評価するものであるため、お尋ねの事例においては、原則として改めてアセスメント等を行った上で介護予防サービス計画を作成する必要がある。